平成２１年（フ）第７５８号
栃木県宇都宮市中戸祭町609番地27
債務者　吉村　祐子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第７６２号
栃木県日光市鬼怒川温泉大原1393番地　さくらホテル寮101、前住所栃木県日光市鬼怒川温泉大原1060番地　第一ホテル社員寮403
債務者　渡邉　由花
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第２６１１号
横浜市都筑区すみれが丘12番地の５　シャルムすみれが丘205号
債務者　千葉　　啓
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７３２号
岡山市南区当新田63番地25　コーポラス小西102
債務者　安田　貴洋
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７３５号
岡山市北区神田町１－８－16　フローリッシュ神田Ⅱ号棟403号室、住民票上の住所岡山市北区錦町４番25号－５Ｆ
債務者　岩﨑　達栄
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７４７号
岡山県赤磐市山陽７丁目２番10―103号
債務者　吉澤　英子（旧姓松上）
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７５１号
岡山県赤磐市山陽７丁目１番４―404号
債務者　松本　幸生
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７５２号
岡山県赤磐市山陽７丁目１番４―404号
債務者　松本　美恵（旧姓竹本）
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７６１号
岡山市北区富吉2710番地２
債務者　片山　和子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７７１号
岡山市南区西市441番地３　ダンディライオン西市Ｂ203、住民票上の住所岡山市北区富町１丁目18番29号
債務者　藤井　陽子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７８２号
岡山市北区庭瀬95番地６　セジュール庭瀬Ｂ101
債務者　西嶋　　勤
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７７５０号
大阪市平野区長吉六反１丁目11番２―1313号
債務者　小谷ギルダマーティンこと　コタニ・ギルダ・マーティン
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５４９号
大阪市東住吉区桑津１丁目27番５―307号
債務者　土居　義人
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９５４号
大阪市平野区平野南１丁目12番７号
債務者　岩橋　浩一
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０６号
岡山市中区福泊42番地15
債務者　船越　勇岐
1　決定年月日時　平成21年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０８号
山口県周南市大字徳山1006番地の７　セジュールＫ201号、前住所山口県周南市大字須々万本郷1570番地の１
債務者　福田　光雄
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午前11時
山口地方裁判所周南支部